

育児介護休業制度 新設ポイント②

介護休暇のポイント

- ・ 要介護状態にある対象家族が1人の場合
1年度につき限度は5日！
- ・ 要介護状態にある対象家族が2人以上の場合
1年度につき限度は10日！
- ・ 賃金は他の無給休暇に準ずる！
- ・ 年休の算出にあたっては
介護休暇を取得した日は出勤した日とする！
- ・ 介護短縮休暇
労働時間の短縮に関する措置（2時間以内）
も適用に！

実施期日

- ・ 平成22年6月30日
- ・ 期末手当の期間率計算に係わる改正日は
平成23年1月1日

介護関係の制度はこれだ！

組合員の意見を集約して要求を本部へ！